

<知 事 訓 示>

- 本県では、新たな変異株であるオミクロン株による市中感染と疑われる事例が確認されてから、新規陽性者の爆発的な増加傾向が続いています。
- これ以上の感染拡大が続くと、医療提供体制のひっ迫に至ることが強く懸念をされています。
- 先ほど、政府の対策本部で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、本県に対し、まん延防止等重点措置の公示を行うことが決定をされました。
- これを踏まえ、本県では、国の公示に基づき、2月13日まで、県民、事業者の皆様に対し、不要不急の県境をまたぐ移動の自粛や飲食店に対する営業時間の短縮などを要請することといたしました。
- 職員の皆さんにおかれましては、これまでも全庁的な協力をお願いしてまいりましたが、新たな感染は、これまでに見られないほどの急拡大であります。これに備え、一層のお力添えをお願いいたします。
- 引き続きワンチームとなり、感染症対策にしっかり取り組んでいただくよう求めることといたします。